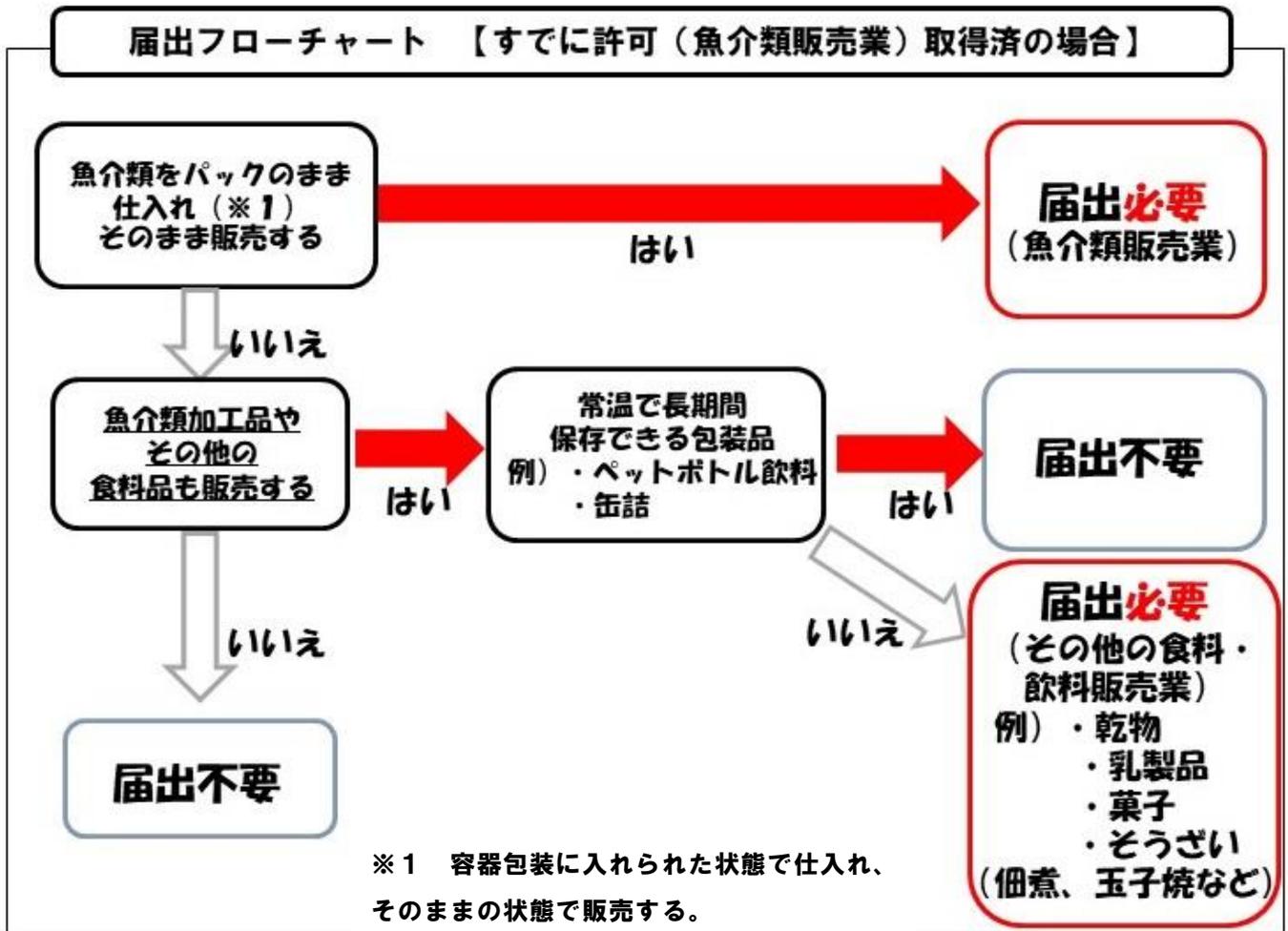




営業届出は、お済みですか？

令和3年6月1日に食品衛生法が改正され、届出制度が始まりました。食品営業許可を取得している方も該当する場合は、届出が必要です。以下の図を見て確認しましょう。



よくある質問 Q&A

Q1. 「パックのまま」ってどんなもの？

A1. 容器包装に入れられた（発泡スチロールのトレーとラップなどを用いて食品に手が触れない）状態のものです。

届出

パックのまま仕入れ
開けずに販売



許可

加工紙やアルミホイル等で
覆われた状態で販売



Q 2. 魚介類販売業（届出）と、その他の食料・飲料販売業のどちらも
あてはまるが、届出は二つしないといけないの？

A 2. 代表的な業種1つの届出を行ってください。

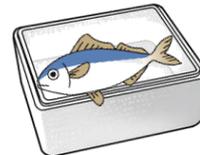
Q 3. 魚介類販売業の許可を持っていれば届出はいらないの？

A 3. 許可の有無に関わらず、届出が必要です。

Q 4. トロ箱に入った魚介類や「まる」の状態は
届出（魚介類販売業）なの？

A 4. 許可（魚介類販売業）に該当します。

トロ箱入りの魚介類や
「まる」の状態は、
許可だよ！



手続き方法

- ・ 電子申請または、申請用紙での届出ができます。
- ・ 水産仲卸総合窓口申請用紙をご用意しております。

電子申請サイト



届出のポイント

- ・ 施設基準はありません。
- ・ 更新の必要はありません。
届出事項の変更または廃業の際はお知らせください。
- ・ HACCPに沿った衛生管理が必要です。
- ・ 食品衛生責任者の設置が必要です。
営業許可の責任者と兼務できます。

参考サイト



HACCP に沿った
衛生管理について



食品衛生責任者
について

お問い合わせ先

- ・ 申請・届出方法の詳細については、
千葉市保健所食品安全課 食品指導班(千葉市美浜区幸町1-3-9)
043-238-9934 (平日：午前8時30分から17時30分)
- ・ その他・ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。
千葉市保健所食品安全課 市場・食鳥監視室(千葉市美浜区幸町1-3-9)
043-238-9959 (平日：午前8時30分から17時30分)